

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会非常勤職員就業規程

平成27年4月1日
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第21条第2項に定める職員のうち非常勤職員の就業に関する必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(非常勤職員の定義)

第2条 この規程において非常勤職員とは、本会の業務を処理するために雇用された1年以下の非常勤職員をいう。

(欠格事項)

第3条 次の各号に掲げる者は、非常勤職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 本会において懲戒免職を受けた者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し又はこれに加入した者

(非常勤職員の雇用)

第4条 業務上必要があるときは、非常勤職員を雇用することができる。

- 2 前項に規定する非常勤職員の雇用期間は、1年以内とする。
- 3 前項に規定する雇用期間は1年を超えない範囲で更新することができる。ただし、その期限は、満65歳に達する日の年度の末日までとする。
ただし、解雇事由又は失職事由に該当した者については、更新しない場合がある。

4 前項第3号に該当する場合においても、特に会長が認めた者については引き続き雇用することができる。

(無期労働契約への転換)

第5条 前条第3項の規定により更新された者のうち、平成25年4月1日以降に開始した契約の通算期間が5年を超える者は別に定める様式で申し込むことにより、現在の契約期間末日の翌日から、期間の定めのない契約期間での雇用に転換することができる。

2 この規定に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない契約期間に

転換した後も引き続き適用する。ただし、期間の定めのない契約期間へ転換した者に係る定年は満65歳に達する日の年度の3月31日までとする。

(競争試験の方法)

第6条 非常勤職員の雇用は、競争試験又は選考による。

- 2 非常勤職員の雇用を選考により行う場合の方法その他必要な事項は、別に定る。
- 3 競争試験及び選考の場合の資格要件については、その都度定める。

(労働条件の明示)

第7条 本会は非常勤職員の雇用に際して採用時の賃金、就業場所、従事する業務労働時間、及び休日等の労働条件を明らかにするための書面を交付して労働条件を明示するものとする。

(人事記録)

第8条 非常勤職員は、住所、氏名、学歴、資格等に異動が生じたときは、所定の様式によりすみやかに会長に届け出なければならない。

(人事異動)

第9条 会長は、業務上必要がある場合は、非常勤職員の就業場所又は従事する業務の変更を命ずることができる。

(失職)

第10条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職とし非常勤職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て、その承認があったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 雇用期間を満了したとき。
- 2 非常勤職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに会長に文書により申し出をしなければならない。
- 3 退職する者は、貸与されている物品をすみやかに返納しなければならない。

(解雇)

第11条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は能率が著しく劣り業務に適さないとき。
 - (2) 心身の故障により、業務に耐えられないとき。
 - (3) 第3条に定める欠格条項に該当したとき。
 - (4) 第36条に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められるとき。
 - (5) 事業の縮小等、やむを得ない業務の都合により必要のあるとき。
- 2 前項の規定により非常勤職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に予告

するか又は予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、前項第3号及び4号に該当する非常勤職員を解雇する場合はこの限りではない。

3 第1項の規定による非常勤職員の解雇に際し、当該職員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

(解雇制限)

第12条 前条の規定にかかるわらず事業の継続が不可能になった場合を除き、次の期間中は解雇することができない。

(1) 業務上の傷病にかかる療養休暇及び休職の期間並びにその後30日間及び産前産後の休業の期間（産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内又は産後8週間以内の女性が休業する期間）とその後30日間。

(事務引継)

第13条 非常勤職員は、退職、解雇、休暇等を命ぜられたときは、担当業務及び関係書類を後任者又は会長が指定する者に引継がなければならない。

(事故報告)

第14条 非常勤職員は重大な事故及び災害等が生じた場合は速やかにその旨を会長に報告しなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第15条 非常勤職員の勤務日及び勤務時間は、1週40時間未満とし、その者の職務内容を考慮して、会長が定める。ただし、職務の性質上、勤務日又は勤務時間を指定することができないときは、1ヶ月単位の変形労働時間制とする。

2 勤務日程表は、非常勤職員の意見を聴いて、各人別に作成し、前月25日までに周知するものとする。

(休日及び休憩時間等)

第16条 勤務日が定められている職員は、当該勤務日が本会職員就業規程第6条に規定する休日にあたるときは、特に勤務を命ぜられない限り、勤務することを要しない。

2 1日の勤務時間が職員に準じて定められている非常勤職員については、職員の例により休憩時間を置くものとする。

3 前項以外の非常勤職員については、法に定める基準により休憩時間を置くものとする。

(時間外及び休日労働)

第17条 本会は、業務の都合その他やむを得ない事由があるときは、法定の手続を経て時間外労働又は休日労働を行わせることができるものとする。

(欠勤)

第18条 非常勤職員が休暇等の事由によらないで正規の勤務時間を勤務しないときは、その勤務しない日又は時間を欠勤とする。

2 前項の規定により欠勤した日または時間については、賃金を支給しない。

(服務規律)

第19条 すべて非常勤職員は、この規程を守り、相互に協力して社会福祉事業の発展に努めなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第20条 非常勤職員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第21条 非常勤職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職務に専念する義務)

第22条 非常勤職員は会長の承認を受けた場合を除いては、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務にのみ従事しなければならない。

(営利企業等の従事制限)

第23条 非常勤職員は会長の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業の会社、その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み又は報酬を得てなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(休暇の種類)

第24条 休暇の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 特別休暇
- (3) 療養休暇
- (4) 子の看護等休暇

(休暇の請求及び承認)

第25条 非常勤職員は、前条に定める休暇を取得しようとするときは、休暇願簿により、あらかじめ会長に請求し承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けることができなかつたときは事後承認を受けることができる。

(年次有給休暇)

第26条 6ヶ月間継続勤務し、年間の所定労働日数の8割以上出勤した非常勤職員等に対しては、次のとおり年次有給休暇を与える。

(1) 年間の所定労働日数が217日以上または週の所定労働時間が30時間以上の非常勤職員

継続勤務期間	6ヶ月以上	1年 6ヶ月以上	2年 6ヶ月以上	3年 6ヶ月以上	4年 6ヶ月以上	5年 6ヶ月以上	6年 6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(2) 週の所定労働時間が30時間未満の非常勤職員

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間						
		6ヶ月以上	1年 6ヶ月以上	2年 6ヶ月以上	3年 6ヶ月以上	4年 6ヶ月以上	5年 6ヶ月以上	6年 6ヶ月以上
4日	169日～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～ 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～ 72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2 前項の休暇は、原則として本人が請求した時季に与えるものとする。ただし、

業務の都合により、やむを得ない場合には、他の時季に変更させることができる。

3 第1項の継続年数の計算は、雇用契約が1年以内ごとに契約される非常勤職員等については、原則として(1)及び(2)に掲げる初年度のみの休暇を与える。ただし、契約の更新が反復継続されるときは、この限りではない。

4 年次有給休暇に対しては、通常の賃金（時間給×所定労働時間）を支払う。

(療養休暇)

第27条 療養休暇は、非常勤職員が業務による負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 療養休暇の期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 職員が業務による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、1年以内におい

て必要と認める期間の療養休暇を与える。

(2) 前号の規定にかかわらず、職員の健康上勤務時間を短縮する必要があると認めるときは、1年以内において、必要と認める期間、半日又は1時間単位の療養休暇を与えることができる。

3 前2項の休暇に対しては、賃金を支給しない。

(子の看護等休暇)

第28条 本会は、小学校3年生修了までの子を養育する者が請求した場合には、1年間に5日を限度として、請求した期間の休暇を付与する。

2 前項の休暇期間は、勤続年数に算入せず又賃金も支給しない。ただし、年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、出勤扱いとする。

3 前2項の休暇に対しては、賃金を支給しない。

4 子の看護等休暇に関する細則は、別に定める。

(産前産後の休業)

第29条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の職員から請求があったときは、休業させる。

2 前項の休業期間は、勤続年数に算入せず又賃金も支給しない。ただし、年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、出勤扱いとする。

(育児休業)

第30条 本会は、生後満1歳に達しない生児を育てる者が請求した場合には、産後休暇終了後生児が満1歳に達するまでを限度として、請求した期間を休業させる。

2 前項の休業期間は、勤続年数に算入せず又賃金も支給しない。ただし、年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、出勤扱いとする。

3 育児休業に関する細則は、別に定める。

(介護休業)

第31条 本会は、扶養家族の介護を必要とする者が請求した場合には、93日を限度として、請求した期間を休業させる。

2 前項の請求には、主治医の診断書を添付しなければならない。

3 第1項の休業期間は、勤続年数に算入せず又賃金も支給しない。ただし、年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、出勤扱いとする。

4 介護休業に関する細則は、別に定める。

(賃金の種別)

第32条 非常勤職員の賃金は、賃金、活動手当、通勤手当、時間外勤務手当及とする。

2 賃金は、別表1のとおりとする。

- 3 非常勤職員が退職するときの退職金は支給しない。
- 4 賃金以外の各種手当について、会長が別に定める。

(賃金の支給日等)

- 第33条 賃金は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月21日に支給する。
- 2 前項に定める賃金の支給日が、週休日又は休日に当たるときは、それぞれの前日を支給日とする。
 - 3 職員が退職したときは、その日までの賃金を支給し、死亡したときはその月までの賃金を支給する。

(賃金の減額)

- 第34条 職員が勤務しないときは、この勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの賃金額を減額した賃金を支給する。

(旅費)

- 第35条 職員が業務上の旅行（以下「出張」という。）をしたときは、本会職員に適用される旅費規程を準用して支給する。

(懲戒)

- 第36条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は懲戒処分することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、本会の秩序、風紀を乱したとき。
 - (2) 故意又は重大な過失により、本会に不利益を与えたとき。
- 2 懲戒処分はその状況により次の各号のいずれかによって行う。
- (1) 戒告 始末書を提出させて将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させ減給する。1日以上6ヶ月以内の期間において、賃金総額の10分の1以内で減給する。
 - (3) 停職 始末書を提出させ、1日以上6ヶ月以内の期間、業務に従事させない。
その間の賃金は支給しない。
 - (4) 懲戒解雇 即時に解雇する。

(損害賠償)

- 第37条 非常勤職員は、故意又は重大な過失によって本会に損害を及ぼした場合には、その全部又は一部について損害賠償の責任を負わなければならない。

(健康診断)

- 第38条 非常勤職員の健康を保持するため、毎年定期に健康診断を行う。
- 2 会長は、非常勤職員の健康診断の結果、必要がある場合は療養を命ずるなど保健衛生上の措置をとることができるものとする。

(研修)

第39条 本会は非常勤職員に対し、業務上必要な知識、技能を高め資質の向上を図るため必要な研修を行う。

(衛生管理)

第40条 非常勤職員は、勤務施設内外の清掃、換気、採光、保温及び防湿等の衛生管理に留意しなければならない。

(災害補償)

第41条 非常勤職員が、業務のため負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡したときは、その災害補償については、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めるところによる。

(その他)

第42条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会非常勤職員就業規程（平成20年社協規程第5号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に雇用されている非常勤職員に係る改正前の社会福祉法人笠間市社会福祉協議会非常勤職員就業規程（平成20年規程第5号）第11条の規定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月

- 1 日から施行する。
- 2 第1条の規定中、別表改正後の就業規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。